参考資料４　千葉県から千葉県社会福祉事業団に対する勧告

指定障害者支援施設等に対する行政処分及び勧告について

千葉県障達第３１２９号
平成２５年１２月２７日

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
理事長　近　藤　敏　旦　　様

千葉県知事　鈴　木　栄　治

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「支援法」という。）第４８条第１項及び第３項並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「児福法」という。）第２４条の１５第１項により実施した立入検査の結果、下記の事業所（施設）について、支援法、児福法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第９０号。以下「支援施設基準条例」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第８８号。以下「支援事業基準条例」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第８７号。以下「児福基準条例」という。）に適合しないと認められる事項があったので、下記のとおり、支援法第５０条第１項第２号及び第４号並びに第３項並びに児福法第２４条の１７第２号及び第４号の規定により指定の一部の効力停止処分を行うとともに、支援法第４９条第１項第２号及び第２項第２号並びに児福法第２４条の１６第１項第２号の規定により勧告する。

なお、勧告について、指定する期限までに従わなかったときは、支援法第４９条第３項及び児福法第２４条の１６第２項の規定によりその旨を公表することがあるほか、正当な理由が無くその勧告に係る措置をとらなかったときは、支援法第４９条第４項及び児福法第２４条の１６第３項の規定により、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがある。その命令をした場合は、支援法第４９条第５項及び児福法第２４条の１６第４項の規定によりその旨を公示する。

また、本事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ当座の措置として、緊急の行政処分及び勧告を行うが、今後の調査等により、追加の処分や勧告がありうる旨申し添える。

記

１　事業所（施設）名等及び立入検査の実施日

法　人　名　称　　社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
事業所(施設)名　　千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園
サービスの種類　　指定福祉型障害児入所施設、指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護)、指定短期入所
立入検査実施日　　平成２５年１２月１１日、１８日、１９日、２５日、２６日

２　指定の一部の効力停止期間及び内容
当分の間、新規利用者の受入れを停止すること。

３　指定の一部の効力停止処分の理由
立入検査及び調査期日において、法及び基準条例を遵守していないと認められた事項は、次のとおり。
支援施設基準条例第４条第２項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と、支援事業基準条例第４条第２項では、「障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と、児福基準条例第４条第２項では、「指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。」と規定されている。
しかるに、養育園第２寮の複数の職員が複数の利用者に対し、日常的に、それぞれ暴行（身体的虐待）を行っていたことが確認された。
これらの行為は、著しく利用者の意思及び人格を蹂躙するものであり、各条例に定める当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービス等の提供に努めていないどころか、それとはかけ離れた不当な行為であり、支援施設基準条例第４条第２項、支援事業基準条例第４条第２項及び児福基準条例第４条第２項の規定に違反することは明白である。
また、支援施設基準条例第４条第３項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、支援事業基準条例第４条第３項では、「障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、児福基準条例第４条第４項では、「指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。
しかるに、千葉県袖ヶ浦福祉センター長（現常務理事兼センター長)、養育園施設長及びサブマネージャー（当時）は、平成２３年度に、養育園第２寮における虐

待の目撃情報について相談を受けていたにも関わらず、具体的な対策を採らなかったことが確認された。特に施設長においては、養育園内の一部虐待を確認していたにも関わらず、センター長に対して虐待はなかったと報告するなど、当該施設における虐待防止に対する意識が欠如していると認めざるを得ない。

このこと一つとっても、養育園として虐待防止体制が整備されていなかった、又は全く機能していなかったと断じざるを得ず、支援施設基準条例第４条第３項、支援事業基準条例第４条第３項及び児福基準条例第４条第４項の規定に違反するものである。

これらについては、次に掲げるア及びイに該当し、行政処分の対象となるものである。

ア　障害者（児）の人格を尊重するとともに、障害者（児）等のため忠実にその職務を遂行することができなくなったこと。

【支援法第５０条第１項第２号及び第３項並びに児福法第２４条の１７第２号違反】

イ　基準条例で定める指定施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をすることができなくなったこと。

【支援法第５０条第１項第４号及び第３項並びに児福法第２４条の１７第４号違反】

４　指定の一部の効力停止処分の年月日

平成２５年１２月２７日

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

５　勧告事項

上記３のことについて、事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ、次のとおり改善措置をとるよう勧告する。

（１）支援施設基準条例第４条第２項、支援事業基準条例第４条第２項及び児福基準条例第４条第２項を遵守し、養育園利用者の人権の擁護、虐待の防止に努めることは当然のこと、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供を実践すること。

（２）支援施設基準条例第４条第３項、支援事業基準条例第４条第３項及び児福基準条例第４条第４項を遵守し、養育園利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための万全な体制を整備すること。

特に、現養育園施設長の下では、当該施設において支援施設基準条例、支援事業基準条例、児福基準条例及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支

援等に関する法律」（平成２３年法律第７９号。以下「虐待防止法」という。）に基づく適正な運営の実施が期待できないことから、当施設長が当該施設の運営に関与しないことを含めた体制の整備を検討すること。

なお、複数の職員が行った暴行行為は、当然に、虐待防止法第２条第７項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待であることを十分に認識し、虐待防止法第１５条に基づく虐待の防止等のための万全の措置を講ずること。

（３）改善措置をとるに当たっては、理事長等においては、自ら支援現場に出向き、実際に現場で適正な運営や利用者の十分な処遇が確保されているか確認するとともに、職員一人ひとりに虐待防止の意識が浸透しているか確認すること。

（４）当該施設の適正な運営や利用者の十分な処遇を確保するため、施設における利用者に対するサービスに係る計画の変更や職員の配置換え等を行うに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。

６　改善措置期限

平成２６年１月２８日（火）

７　改善報告書の提出

（１）　様式４－２の改善措置結果報告書により、この勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付のうえ提出すること。

（２）　改善されていない事項について、その改善できない理由がある場合は、具体的な理由と改善見込を記載した書類を別途提出すること。

（３）　改善措置結果報告書の作成にあたっては、理事会等で十分審議し、改善措置の検討・決定に係る経緯が確認できる書類（理事会議事録等）を併せて添付すること。

（４）　改善措置結果報告書の提出期限は、平成２６年１月３１日（金）とする。

（５）　前述の報告書提出後、改善状況の確認のため該当する事業所等に立入検査を実施する。

指定障害者支援施設等に対する勧告について

千葉県障達第３３７６号
平成２６年１月２４日

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
理事長　近　藤　敏　旦　　様

千葉県知事　鈴　木　栄　治

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「支援法」という。）第４８条第１項及び第３項並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「児福法」という。）第２４条の１５第１項により実施した立入検査の結果、下記の事業所（施設）について、支援法、児福法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第９０号。以下「支援施設基準条例」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第８８号。以下「支援事業基準条例」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第８７号。以下「児福基準条例」という。）に適合しないと認められる事項があったので、下記のとおり、支援法第４９条第１項第２号及び第２項第２号並びに児福法第２４条の１６第１項第２号の規定により勧告する。

なお、勧告について、指定する期限までに従わなかったときは、支援法第４９条第３項及び児福法第２４条の１６第２項の規定によりその旨を公表することがあるほか、正当な理由が無くその勧告に係る措置をとらなかったときは、支援法第４９条第４項及び児福法第２４条の１６第３項の規定により、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがある。その命令をした場合は、支援法第４９条第５項及び児福法第２４条の１６第４項の規定によりその旨を公示する。

また、本事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ当座の措置として、緊急の勧告を行うが、今後の調査等により、追加の勧告等がありうる旨申し添える。

記

１　事業所（施設）名等及び立入検査等の実施日

法　人　名　称　　社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
事業所(施設)名　　①千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園

②千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園

サービスの種類　①指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所
②指定福祉型障害児入所施設、指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所

立入検査実施日　①平成２６年１月８～１０日、１５～１７日、２０～２４日
②平成２５年１２月１１日、１８～１９日、２５～２６日、平成２６年１月３～４日（追加分）

２　基準等違反事項

立入検査及び調査期日において、基準条例を遵守していないと認められた事項は、平成２５年１２月２７日付け千葉県障達第３１２９号「指定障害者施設等に対する行政処分及び勧告について」（以下、「第１次勧告」という。）の２に掲げる事項のほか、次のとおり。

（１）支援施設基準条例第４条第２項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と、支援事業基準条例第４条第２項では、「障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と規定されている。

しかるに、更生園第２の職員が利用者に対し、平成２５年４月２３日に、利用者を制止しようとして過剰に反応し、利用者の首に手をかけ、引っ掻き傷を負わせる暴行を行っていたことが確認された。

これは、著しく利用者の意思及び人格を軽視するものであり、常に利用者の立場に立った指定障害福祉サービス等の提供に努めるどころか、それとはかけ離れた不当な行為であり、支援施設基準条例第４条第２項及び支援事業基準条例第４条第２項の規定に違反するものである。

（２）支援施設基準条例第４条第３項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、支援事業基準条例第４条第３項では、「障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

しかるに、（１）で暴行を行った職員は、平成２１年頃から、利用者の他害行動等に対する過剰な対応や爪を切らないこと等についてリーダー等から再三注意を受けており、それにも関わらず、２５年４月に暴行に至ったことからすると、更生園において必ずしも個々の職員に対する実効性のある研修等が実施され、虐待防止の体制が整備及び機能してきたと言うことはできない。

これは、支援施設基準条例第４条第３項及び支援事業基準条例第４条第３項の規定に違反するものである。

（３）支援施設基準条例第５９条第１項では、「指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」と、支援事業基準条例第１１０条第１項において準用する第４１条第１項では、「指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。

しかるに、更生園第２支援グループ第２支援班リーダーが、リーダー時（平成２１年度から２３年度まで第１支援班リーダー、平成２４年度から２５年度まで第２支援班リーダー）、各支援員から報告を受けた事故報告書１１６件のうち７２件（平成２５年度分２６件（うち１件は暴行）、２４年度分３２件、２３年度分８件、２２年度分１件、２１年度５件）を自分のところで留め置き、施設長等へ提出していなかったことが確認された。

また、事業団の事故等取扱内規において、利用者や職員の事故は理事長まで報告することになっており、県と事業団との「千葉県袖ケ浦福祉センターの管理運営に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づく事故取扱内規において、軽易な事故を除き、県に報告することになっているところ、留め置いたものの中には暴行事案などおよそ軽易な事故とは言えないものが含まれており、支援施設基準条例第５９条第１項及び支援事業基準条例第４１条第１項のほか、協定書に基づく事故取扱内規にも違反するものである。

（４）支援施設基準条例第５３条第２項では「指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」と、支援事業基準条例第１１０条第１項において準用する第７５条第２項では「指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」と規定されている。

しかるに、更生園第２第３班において、平成２５年６月及び８月の２回にわたって、複数の職員による１人の利用者に対する支援上必要な行動制限において、やむを得ず身体拘束等行動制限を行う場合に必要な、その態様、時間、理由等を個別支援計画等に記録することが行われていないといった不適切な手続き・運用が確認された。

これは、支援施設基準条例第５３条第２項及び支援事業基準条例第７５条第２項に違反するものである。

（５）支援施設基準条例第４条第３項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと

ともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、支援事業基準条例第４条第３項では、「障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、児福基準条例第４条第４項では、「指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

しかるに、センター長（現常務理事兼センター長）、養育園施設長（当時）及びサブマネージャー（当時）は、平成２４年１月に、養育園第２寮における虐待の目撃情報について相談を受けていたにも関わらず、具体的な対策を採らなかったことが確認されたことは、第１次勧告のとおりである。

さらに、施設長からの聴取において、施設長から、「平成２４年１月に、虐待が目撃されたとされた４人から個別に聴取を行い、うち２人についてはその暴行を把握し個別に指導した。指導した結果改心してくれると期待した」との供述があった。

この２人のうち１人の職員は、今回の死亡事件に関わった５人のうちの１人（職員（A））であり、またもう１人の職員（F）は、この職員A及び５人のうちの別の１人（職員（C））ともに、「暴行に至るに当たり、影響を受けた」と供述されている者である。（なお、職員（F）が暴行をしたとの確認はしていない。）さらに５人のうちの残る３人の職員は、「他の職員が暴行を行っているのを見て、自分も暴行に至った」旨供述している。

また、常務理事（当時センター長）においても、施設長が虐待の目撃情報について調査及び対応をしている旨報告を受けていた。また、少なくとも職員（F）の虐待の目撃情報があることは具体的に把握していた。

以上を踏まえると、施設長においては、暴行を行った５人に対する管理監督はもとより、特に、平成２４年１月に職員（A）及び職員（F）を一度注意した後も、特に注意深く当該職員を指導し、管理監督していれば、また、センター長においても、施設長を十分に指導し、管理監督していれば、今回のような事態を招かなかった可能性は否定できず、常務理事及び施設長の管理監督責任を認めざるを得ない。なお、施設長と共に調査等を行ったサブマネージャーにおいても、部下を指導・管理監督する立場にあり、その責任は免れないものである。

さらに、同常務理事は、養育園園長であった平成１９年４月に、養育園第２寮の暴行事案について、比較的軽微な不適切な支援と判断し、県に事故報告していないことも確認されている。

以上を踏まえると、養育園において虐待防止体制が整備されていなかった、又は全く機能していなかったと断じざるを得ず、支援施設基準条例第４条第３項及

び第５９条第２項並びに支援事業基準条例第４条第３項及び第４１条第１項並びに児福基準条例第４条第４項及び第５０条第１項のほか、協定書に基づく事故取扱内規にも違反するものである。

（６）協定書では「指定管理者は、県立施設の管理運営において事故が発生した場合は、障害福祉課通知による事故取扱内規等に基づき速やかにその事故を県に報告するものとする。」と規定されており、事業団から県に報告することになっている。

県へ事故報告書として提出されるものは、各施設長等が理事長や常務理事等へ説明した後、事務局マネージャーが県への提出の起案をし、事務局長、常務理事、理事長の決裁を経て、県に提出される。

しかるに、常務理事が、ゼネラルマネージャー（平成２０年度から）又はセンター長（平成２３年度から）時に、県に報告されなかった「過去の事故報告書４件（２件の暴行、１件の心理的虐待、１件の不適切な支援)」に関し、県へ提出しなかった理由について、理事長（当時）及び常務理事ほかから聴取したところ、２件の暴行事案については、両者から「県へ提出されていると思っていた。提出の有無の確認をしていなかったのは自身の事務管理上のミス」との旨の供述があった。さらに、「諭旨免職により事実上処分した」旨の供述があったが、本来職員の処分に当たっては、千葉県社会福祉事業団不適切な処遇等に係る処分方針に基づき、同事業団職員賞罰及び賠償審査委員会を経るなど、厳正な運用を図る旨指導してきたところであるが、同委員会を開催せずに、「諭旨免職による事実上の処分」が行われており、職員の処分に関し、適切な運用がなされていなかったことが確認された。

また、１件の心理的虐待事案については、「提出されていると思っていた」との供述と「当時心理的虐待という法律上の定義はなく必ずしも提出を要するものとは考えていなかった」との供述があり、１件の不適切な支援事案については、「県に提出を要しないものと考えていた」との供述があった。

これらのことは、協定書違反のみならず、結果として３件の虐待が確認されたところであり、更生園において虐待防止体制が整備されていなかった、又は機能が不十分であったと言わざるを得ず、支援施設基準条例第４条第３項及び第５９条第２項並びに支援事業基準条例第４条第３項及び第４１条第１項並びに児福基準条例第４条第４項及び第５０条第１項の規定に違反するものである。

３　勧告事項

上記２のことについて、事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ、次のとおり改善措置をとるよう勧告する。

（１）支援施設基準条例第４条第２項及び支援事業基準条例第４条第２項を遵守し、更生園利用者の人権の擁護、虐待の防止に努めることは当然のこと、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの

提供を実践すること。

（２）支援施設基準条例第４条第３項及び支援事業基準条例第４条第３項を遵守し、更生園利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための万全な体制を整備すること。

人権擁護や虐待防止に関する実効性のある研修等を充実させるとともに、研修等の効果を職員全員に浸透させること。それでも集団研修のみでは実効性が上がらないと見込まれる個人に対しては、個別に、再教育のためのプログラムを作成し、個別指導・訓練を行うなどの実効性ある措置を講じること。

また、職員が行った暴行行為は、当然に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成２３年法律第７９号。以下「虐待防止法」という。）第２条第７項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待であることを十分に認識し、虐待防止法第１５条に基づく虐待の防止等のための万全の措置を講ずること。

なお、第１次勧告により、養育園に対して同様の措置をとるよう勧告したところであり、措置を講ずるに当たっては、袖ヶ浦福祉センター全体での体制整備を図ること。

（３）支援施設基準条例第５９条第１項及び支援事業基準条例第４１条第１項を遵守し、事故が発生した場合は、必ず県に連絡すること。また、事業団内での事故報告書の取扱い方法や進捗管理方法等について、職員に周知徹底すること。

（４）支援施設基準条例第５３条及び支援事業基準条例第７５条を遵守すること。つまり、利用者への身体拘束等行動制限が、例外的に許容されるのは、ⅰ切迫性、ⅱ非代替制、ⅲ一時性の三要件を全て満たす場合に限られるが、これらを満たすか否かについては、施設として慎重に検討・決定した上で、個別支援計画に、身体拘束等行動制限の態様、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を原則として予め記録する必要があること、さらに、身体拘束等行動制限をした場合には、その都度、日時、内容などの必要な事項をサービス提供記録に記録する必要があること、というルールを遵守すること。

（５）県への事故報告書の提出について定めた協定書に基づく事故取扱内規を遵守すること。また、特に理事長及び常務理事におかれては、施設長等から報告を受けて県へ提出すべき事故報告書が、県に提出されているかどうかの進捗管理を行うこと。また、同内規に基づき、県に提出すべき事故が発生した場合は、事故の概要について、第一報として電話等で直ちに報告すること。

（６）暴行等を行った職員はもとより、その管理監督者等に対して処分又は指導を行うに当たっては、原則として、貴法人であれば、千葉県社会福祉事業団職員賞罰及び賠償審査委員会（以下「賞罰委員会」という。）等を開催し、公正中立かつ十分な審査を経た上で、対応を図ること。

また、上記２（１）の関係職員及び（５）の関係役職員（常務理事兼センター長、養育園施設長（当時）等）に係る事項に関して、賞罰委員会等を速やかに開催し、「千葉県社会福祉事業団不適切な処遇等に係る処分方針」等に基づき、関係

役職員に対して、厳正な措置を講じること。（なお、同処分方針については、本文中の「体罰」を「暴行」に改めるなど、所要の修正を行うこと。）措置を講じるに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。

（７）当該施設の適正な運営や利用者の十分な処遇を確保するため、施設における新規利用者の受入れや、既に入所している利用者に対するサービスに係る計画の変更、職員の配置換え等を行うに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。特に、新規利用者の受入れに当たっては、当該利用者に対する職員等の支援体制について併せて協議すること。

（８）改善措置をとるに当たっては、理事長等においては、自ら支援現場に出向き、実際に現場で適正な運営や利用者の十分な処遇が確保されているか確認するとともに、職員一人ひとりに虐待防止の意識が浸透しているか確認すること。

４　改善措置期限

平成２６年２月２４日（月）

５　改善報告書の提出

（１）　様式４－２の改善措置結果報告書により、この勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付のうえ提出すること。

（２）　改善されていない事項について、その改善できない理由がある場合は、具体的な理由と改善見込を記載した書類を別途提出すること。

（３）　改善措置結果報告書の作成にあたっては、理事会等で十分審議し、改善措置の検討・決定に係る経緯が確認できる書類（理事会議事録等）を併せて添付すること。

（４）　改善措置結果報告書の提出期限は、平成２６年２月２８日（金）とする。

（５）　前述の報告書提出後、改善状況の確認のため該当する事業所等に立入検査を実施する。

指定障害者支援施設等に対する勧告について

千葉県障達第３４８９号
平成２６年２月３日

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
理事長　近　藤　敏　旦　　様

千葉県知事　鈴　木　栄　治

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「支援法」という。）第４８条第１項及び第３項並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「児福法」という。）第２４条の１５第１項により実施した立入検査の結果、下記の事業所（施設）について、支援法、児福法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第９０号。以下「支援施設基準条例」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第８８号。以下「支援事業基準条例」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第８７号。以下「児福基準条例」という。）に適合しないと認められる事項があったので、下記のとおり、支援法第４９条第１項第２号及び第２項第２号並びに児福法第２４条の１６第１項第２号の規定により勧告する。

なお、勧告について、指定する期限までに従わなかったときは、支援法第４９条第３項及び児福法第２４条の１６第２項の規定によりその旨を公表することがあるほか、正当な理由が無くその勧告に係る措置をとらなかったときは、支援法第４９条第４項及び児福法第２４条の１６第３項の規定により、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがある。その命令をした場合は、支援法第４９条第５項及び児福法第２４条の１６第４項の規定によりその旨を公示する。

また、本事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ当座の措置として、緊急の勧告を行うが、今後の調査等により、追加の勧告等がありうる旨申し添える。

記

１　事業所（施設）名等及び立入検査等の実施日

法　人　名　称　　社会福祉法人千葉県社会福祉事業団

事業所(施設)名　　①アドバンスながうら

②千葉県袖ケ浦福祉センター養育園

サービスの種類　①指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護・就労移行支援）、指定短期入所

②指定福祉型障害児入所施設、指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所

立入検査実施日　①平成２６年１月２７日～３１日

②平成２６年１月３０日（追加分）

２　基準等違反事項

立入検査及び調査期日において、基準条例を遵守していないと認められた事項は、次のとおり。

（１）支援施設基準条例第４条第２項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と、支援事業基準条例第４条第２項では、「指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。」と、児福基準条例第４条第２項では、「指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。」と規定されている。

しかるに、平成２５年６月１７日に、アドバンスながうらの職員が、利用者２名に対し、暴言を吐いていた（心理的虐待を行っていた）ことが確認された。

さらに、同職員は、平成２４年３月頃及び平成２５年夏頃の養育園配置時に、利用者に対し、それぞれ身体的虐待（暴行）を行っていたことが確認された。

これらは、著しく利用者の意思及び人格を軽視するものであり、常に利用者の立場に立った指定障害福祉サービス等の提供に努めるどころか、それとはかけ離れた不当な言動であり、支援施設基準条例第４条第２項、支援事業基準条例第４条第２項及び児福基準条例第４条第２項の規定に違反することは明白である。

また、同心理的虐待事案に関して徴求した事故報告書等により、平成２５年６月以前に、同職員を含む４人の職員が、利用者に対して、必要以上に声を荒げるなどして支援に当たっていたことが確認された。同事案を受け、平成２５年６月から翌７月にかけて、アドバンスながうら全職員に対して、虐待防止に係る研修が実施され、その後は、同様の言動が続いているとの証言はなく、改善がなされたものと考えられるが、支援施設基準条例等に基づき、常に利用者の立場に立った指定障害福祉サービス等の提供に努めるという点では、不適切な支援であったと言わざるを得ない。

（２）支援施設基準条例第４条第３項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の人

権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、支援事業基準条例第４条第３項では、「指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、児福基準条例第４条第４項では、「指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

また、支援施設基準条例第５９条第１項では、「指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」と、支援事業基準条例第１１０条第１項において準用する第４１条第１項では、「指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。

ア　しかるに、理事長からの聴取により、前述（１）の平成２５年６月の暴言（心理的虐待）の事故について、理事長は、「暴行とは異なり軽微であり、県へ報告する必要がない」旨判断し、県へ報告しなかった。したがって、県への事故報告書の提出はなく、また、理事会や評議員会に報告することもなかった。

このことからすると、理事長は、心理的虐待という報告すべき事故を県や理事会等に報告していない管理監督上の責任が認められることはもちろん、虐待防止に対する意識が低いと言わざるを得ない。

当該心理的虐待を行った職員は、異動後、養育園で暴行（身体的虐待）を行っており、このことからしても、当該心理的虐待は、当然に問題のある事故として捉えるべきものであり、当該事故について理事会等で協議の上、再発防止策の対策を講じていれば、二次被害（当該身体的虐待）を防ぐことができたのではないかと考えられる。

イ　この点、当該心理的虐待を行った職員に対しては、適正な手続き（処分方針に基づく賞罰委員会の開催等）を経ることなく、口頭注意をし、また、「アドバンスながうらのままでは保護者との関係がまずい」旨の理由での養育園への配置換えのみでの、「事実上の処分」として、対応を図っていたことが確認された。

つまり、職員の処分に関し適切な運用がなされず、さらに、問題があった職員について、具体的には、実質的な処分や再発防止に向けた教育や研修等を行わずに、また、人事上の管理監督責任を有する理事長が決裁することなく、アドバンスながうらと養育園の施設長間協議及び袖ケ浦福祉センター長の同意

により、養育園へ配置換えした結果、養育園で暴行が行われたということであり、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）全体の人事配置の在り方について検証し、改善する必要がある。

いずれにせよ、これらのことは、支援施設基準条例第４条第３項、支援事業基準条例第４条第３項及び児福基準条例第４条第４項の規定並びに支援施設基準条例第５９条第１項及び支援事業基準条例第４１条第１項の規定に違反するものである。

３　勧告事項

上記２のことについて、事案の重大性及び緊急性に鑑み、取り急ぎ、次のとおり改善措置をとるよう勧告する。

（１）支援施設基準条例第４条第２項及び支援事業基準条例第４条第２項を遵守し、利用者の人権の擁護、虐待の防止に努めることは当然のこと、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供を実践すること。

（２）支援施設基準条例第４条第３項及び支援事業基準条例第４条第３項を遵守し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための万全な体制を整備すること。

人権擁護や虐待防止に関する実効性のある研修等を充実させるとともに、研修等の効果を職員全員に浸透させること。それでも集団研修のみでは実効性が上がらないと見込まれる個人に対しては、個別に、再教育のためのプログラムを作成し、個別指導・訓練を行うなどの実効性ある措置を講じること。

また、２（１）のとおり確認された暴言及び暴行は、当然に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成２３年法律第７９号。以下「虐待防止法」という。）第２条第７項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」（心理的虐待及び身体的虐待）であることを十分に認識し、虐待防止法第１５条に基づく虐待の防止等のための万全の措置を講ずること。

その際、貴法人の虐待防止委員会の見直しに当たって、障害福祉現場支援に精通した外部の第三者を委員に加えるなど、チェック機能の強化を図ること。

なお、これまでの貴法人に対する二次の勧告により、養育園及び更生園に対して同様の措置をとるよう勧告したところであり、措置を講ずるに当たっては、事業団全体での体制整備を図ること。

併せて、理事会及び評議員会への事故（虐待又はその疑義関係を当然に含む。）の付議の徹底等を含む理事会等による業務決定及び牽制機能の強化を図ること。

（３）支援施設基準条例第５９条第１項及び支援事業基準条例第４１条第１項を遵守し、事故が発生した場合は、必ず県に連絡すること。

特に、心理的虐待を含む虐待やいわゆる不適切な支援も当然に含め、県に提出すべき事故が発生した場合は、事故の概要について、第一報として電話等で直ちに報告すること。

（４）虐待が確認された職員に対して、賞罰委員会を速やかに開催し、「千葉県社会福祉事業団不適切な処遇等に係る処分方針」に基づき、厳正な措置を講じること。措置を講じるに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。

（５）当該施設の適正な運営や利用者の十分な処遇を確保するため、施設における新規利用者の受入れや、既に入所している利用者に対するサービスに係る計画の変更、職員の配置換え等を行うに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。特に、新規利用者の受入れに当たっては、当該利用者に対する職員等の支援体制について併せて協議すること。また、職員の配置換えに当たっての理事長までの決裁等の手続きの明確化を図ること。

（６）改善措置をとるに当たっては、理事長等においては、自ら支援現場に出向き、実際に現場で適正な運営や利用者の十分な処遇が確保されているか確認するとともに、職員一人ひとりに虐待防止の意識が浸透しているか確認すること。

４　その他改善を要する事項

（１）今般の一連の問題に関し、保護者から貴法人に対し、随時、速やかな説明を求める声が多々上がっていることは、承知のとおりであり、貴法人が運営する各施設の利用者の保護者への説明及び情報提供を充実すること。充実するに当たっては、保護者説明会の開催やダイレクトメール等による情報提供はもちろんのこと、保護者の求めに応じ、保護者会名簿の作成や連絡網の作成への協力に努めること。

５　改善措置期限

平成２６年３月３日（月）

６　改善報告書の提出

（１）　様式４－２の改善措置結果報告書により、この勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付のうえ提出すること。

（２）　改善されていない事項について、その改善できない理由がある場合は、具体的な理由と改善見込を記載した書類を別途提出すること。

（３）　改善措置結果報告書の作成にあたっては、理事会等で十分審議し、改善措置の検討・決定に係る経緯が確認できる書類（理事会議事録等）を併せて添付すること。

（４）　改善措置結果報告書の提出期限は、平成２６年３月７日（金）とする。

（５）　前述の報告書提出後、改善状況の確認のため該当する事業所等に立入検査を実施する。

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団に対する勧告について

千葉県障達第３７３６号
平成２６年２月２１日

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
理事長　近　藤　敏　旦　　様

千葉県知事　鈴　木　栄　治

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「支援法」という。）第４８条第１項及び第３項並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「児福法」という。）第２４条の１５第１項により実施した立入検査の結果、下記の事業所（施設）について、支援法、児福法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第９０号。以下「支援施設基準条例」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第８８号。以下「支援事業基準条例」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年千葉県条例第８７号。以下「児福基準条例」という。）に適合しないと認められる事項があり、これまでの３回の勧告において認定した社会福祉法人千葉県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）幹部の個々のケースの対応の不備による責任に加え、事業団全体の組織業務運営に係る管理責任が明らかになった。このことは、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第７条に基づいて設置された千葉県社会福祉審議会の分科会である社会福祉事業団問題等第三者検証委員会（以下、「検証委員会」という。）においても指摘されており、早急に虐待防止体制の抜本的な改善を図る必要があることから、下記のとおり、支援法第４９条第１項第２号及び第２項第２号並びに児福法第２４条の１６第１項第２号の規定により、追加的な勧告を行う。

なお、勧告について、指定する期限までに従わなかったときは、支援法第４９条第３項及び児福法第２４条の１６第２項の規定によりその旨を公表することがあるほか、正当な理由が無くその勧告に係る措置をとらなかったときは、支援法第４９条第４項及び児福法第２４条の１６第３項の規定により、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがある。その命令をした場合は、支援法第４９条第５項及び児福法第２４条の１６第４項の規定によりその旨を公示する。

なお、今後の調査等により、追加の勧告等がありうる旨申し添える。

記

1　事業所（施設）名等及び立入検査等の実施日

法　人　名　称　　社会福祉法人千葉県社会福祉事業団

事業所(施設)名　　①千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園
②千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園
③アドバンスながうら

サービスの種類　　①指定福祉型障害児入所施設、指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所
②指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、指定短期入所
③指定障害者支援施設（施設入所支援・生活介護・就労移行支援）、指定短期入所

立入検査実施日　　①平成２５年１２月１１日、１８日～１９日、２５日～２６日、平成２６年１月３日～４日、１月３０日
②平成２６年1月８日～１０日、１５日～１７日、２０日～２４日
③平成２６年１月２７日～３１日

2　基準条例違反事項

現在、基準条例を遵守していないと認められる事項は、次のとおり。

支援施設基準条例第４条第３項では、「指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、支援事業基準条例第４条第３項では、「指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と、児福基準条例第４条第４項では、「指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

しかるに、昨年１２月から本年２月にかけて実施した事業団が運営する施設に対する立入検査の結果等を精査した結果、事業団幹部について、これまでの３回の勧告において認定した個々のケースの対応の不備による責任に加え、事業団全体の組織業務運営に係る管理責任が明らかになった。組織業務運営に責任を果たせない現在の事業団幹部では、支援施設基準条例４条第３項、支援事業基準条例第４条第３項及び児福基準条例第４条第４項に基づく虐待防止体制が整備されず、各条例の規定の遵守が困難である。

なお、事業団幹部の組織業務運営等に係る責任については、「県の立入検査結果を基にした社会福祉事業団における虐待の背景についての考察（2 月 14 日時点）」

（平成 26 年 2 月 14 日千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会）（別添１）にも触れられている。また、同考察に基づく検証委員会の「緊急提言」（別添２）においても、（１）事業団内部における虐待防止に係る取組が不十分であり、また、（２）チェック体制が機能していないといった問題点があり、①事業団幹部の刷新、②職員の教育や意識改革といった（１）虐待防止体制の整備・強化及び（２）外部チェック体制の整備・強化といった改善策が提言されている。

さらに、県議会健康福祉常任委員会の調査においては、これらの改善策に加え、支援現場の処遇の改善について指摘されているところである。

３　勧告事項

上記２のことについて、支援施設基準条例第４条第３項、支援事業基準条例第４条第３項及び児福基準条例第４条第４項を遵守し、幹部の刷新、職員の人材育成・教育及び意識改革並びに支援現場の処遇改善により、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための万全な体制が整備されるよう、具体的には、それぞれ次の改善措置をとるよう勧告する。

（１）幹部の刷新

現在の事業団幹部の体制では、支援施設基準条例第４条第３項、支援事業基準条例第４条第３項及び児福基準条例第４条第４項に基づく、虐待防止体制の整備が困難であることから、理事長、前常務理事兼袖ヶ浦福祉センター長（現事務局参事）及び前養育園施設長（現事務局参与）といった幹部が、事業団の運営に関与しないことを含めた体制の整備を検討すること。

体制の整備に当たり、事業団の抜本的な改善を期し、代わりに、事業団外部からの行動障害等の支援に精通した人材の登用について検討すること。

また、事業団が運営する各施設又は事業所の現在の幹部職員（管理者以上）については、現に利用している人の処遇の確保を図る必要があることから、これらの幹部職員に代わる事業団外部からの職員の登用を検討し、登用した後に、その職を解くことについて検討すること。

なお、事業団外部からの役職員の登用に当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。当課においては、事業団における外部からの役職員の登用に当たって、千葉県知的障害者福祉協会等の協力を得ながら、候補者の紹介等に努める旨申し添える。

また、上記２で触れたとおり、一連の立入検査の結果等を精査した結果、特に理事長、前理事長、前常務理事兼袖ヶ浦福祉センター長、前養育園施設長等の幹部職員の組織業務運営等に係る管理責任が認められたところであり、これを踏まえ、理事長におかれては、関係幹部職員に対する措置・処分内容も勘案しながら、理事会において、自らの責任及び前理事長の責任を明確にすること。また、前常務理事兼袖ヶ浦福祉センター長、前養育園施設長等に対しては、賞罰委員会等を速やかに開催し、厳正な措置・処分を講ずること。

なお、理事長及び前理事長の責任を明確にするに当たっては、また、関係幹部職員に対して措置・処分を講じるに当たっては、千葉県健康福祉部障害福祉課と事前に協議を行うこと。

（２）職員の人材育成・教育及び意識改革

一連の立入検査等において、現に多数の虐待が確認された養育園において、更生園と同様に、外部講師としてスーパーバイザー等による研修を実施し、実施に当たっては、勤務シフトの調整等により、全職員が受講できるような環境整備に努めること。

また、職場間での上司による部下に対する対話や指導等を通じて、適切な支援方法を共有し、特に若手職員や勤務年数が短い支援員に対して、行動障害への支援や虐待防止に係る教育を徹底すること。

さらに、小グループによる研修会や勉強会等の開催等を通じて、職員個人が課題や悩みを抱え込まず、報告・協力し合うことができ、意思疎通が円滑に図られる職場環境づくりに努めること。その際、幹部職員は職員に対して、改善に向けた基本理念や姿勢に関する訓示等を行うことにより、現場の改善意識を醸成すること。

（３）支援現場の処遇改善

特に死亡事件のあった養育園第２寮の職員配置について、更生園第２の配置も参考にしながら、夜間も含め、職員配置を増やすとともに、支援スキルの高い職員を配置すること。また、養育園や更生園の各寮や、勤務時間帯毎に、業務に見合った給与体系とすること。

４　その他改善を要する事項

検証委員会の「緊急提言」（別添２）で指摘されているとおり、貴法人からのこれまでの事業報告や事故報告書等からは、虐待の事実が浮かび上がることはなかったため、福祉サービス第三者評価では、支援に関して概ね高評価が出るなど、第三者的視点から意味ある評価・指摘になっておらず、また、県の監査・モニタリングにおいても十分チェックすることができなかったなど、外部チェック体制が機能し得なかったところである。

現在、県において、外部の第三者を入れた実効性あるチェック・支援体制の整備・強化について検討しており、今後速やかに事業化を図ることとしているが、実施に当たっては、外部の第三者の派遣の受入れへの協力や、利用者への支援に当たっての連携等に努めていただきたい。

５　改善措置期限

平成２６年３月３１日（月）

６　改善報告書の提出

（１）　様式４－２の改善措置結果報告書により、この勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付のうえ提出すること。

（２）　改善されていない事項について、その改善できない理由がある場合は、具体的な理由と改善見込を記載した書類を別途提出すること。

（３）改善措置結果報告書の作成にあたっては、理事会等で十分審議し、改善措置の検討・決定に係る経緯が確認できる書類（理事会議事録等）を併せて添付すること。

（４）　改善措置結果報告書の提出期限は、平成２６年３月３１日（月）とする。

（５）　前述の報告書提出後、改善状況の確認のため該当する事業所等に立入検査を実施する。